

「おきなわ南城市ハートの魅力発信協力店」登録要領

第1 目的

南城市の特色であるハートを積極的に活用する市内店舗を「おきなわ南城市ハートの魅力発信協力店」（以下、協力店とする。）として登録することにより、市内外に「ハートのまち南城市」の理解促進・認知度の向上を図り、ひいては「個店の魅力」を積極的に発信する取り組みを展開し、市内店舗により一層の誘客拡大を図り市内の商業振興に資することを目的とする。

第2 対象事業者

次の各号全てに該当していること。

- (1) 南城市内において店舗を設置し、主に個人又は一般消費者に販売し営業している店舗。
- (2) 心のこもったおもてなしを大切にしている店舗
- (3) 南城市商工会の会員であり、会費を滞納していないこと。

第3 登録条件

ハートに関連する商品又はサービスを1つ以上継続して提供できる店舗。

第4 登録の方法

1 登録申請

- (1) 登録を希望する者は、「おきなわ南城市ハートの魅力発信協力店」登録申請書（様式1）に必要事項を記入し、南城市商工会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。
- (2) 申請は店舗ごとに行うものとする。

2 登録

第4の1に定める申請があったときは、登録条件の審査を行い適合した事業所を「おきなわ南城市ハートの魅力発信協力店」として登録するものとする。

3 申請期間

申請は平成30年11月12日以降随時。

4 協力店登録料

- (1) 協力店に登録された店舗は、事業年度（4月1日から翌年3月31日）の1年間分として1,000円の協力店登録料を南城市商工会に納付する。
- (2) 年度中途に登録された協力店の登録料に対し月割りは適用しない。

第5 登録決定通知書等の交付

- 1 会長は、協力店として登録された店舗に対し、「おきなわ南城市ハートの魅力発信協力店」登録決定通知書（様式2）を交付する。
- 2 登録に該当しない店舗に対しては、別途その旨を通知するものとする。

第6 協力店の普及・啓発

- 1 会長は、南城市商工会等のホームページ等で協力店のPRに努めるものとする。
- 2 協力店は、交付されるロゴマーク等を活用しより一層の販売力向上に努める。
- 3 協力店は、登録制度の目的を踏まえ「8月10日ハートの日」におけるイベント・フェアの開催

など、各店舗の特色を活かした啓発活動に努める。

第7 申請内容の変更

協力店は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「おきなわ南城市ハートの魅力発信協力店」変更届出書（様式3）を作成し、提出するものとする。

第8 登録の廃止

協力店は登録の基準に適合しなくなった場合、登録の継続を希望しない場合、又は廃業する場合等においては、「おきなわ南城市ハートの魅力発信協力店」廃止届出書（様式3）（以下、廃止届出書とする。）を提出するものとする。

第9 登録の取消

第7に基づき協力店から廃止届出書が提出された場合、申請書の記載内容に虚偽が確認された場合、又は登録基準に適合しないことが認められた場合、当該事業所の登録を取り消すものとする。

第10 その他

この要領に定めるものの他、「おきなわ南城市ハートの魅力発信協力店」の登録に関し必要な事項が生じた場合は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月1日より施行する。